

令和5（2023）年度前期授業料徴収猶予申請について

1. 申請資格

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる場合
- (2) 学生又はその学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2. 申請方法等

- (1) 申請方法 本人持参又は郵送
- (2) 申請期間 令和5年3月1日（水）～4月7日（金）（土日・祝日を除く）
持参の場合 受付時間：9時～17時（12時～13時を除く）
- (3) 申請場所 学生・キャリア支援課 授業料徴収猶予担当

3. 徴収猶予期限

令和5年9月30日まで

4. 提出書類

- (1) 授業料徴収猶予申請書
※ 申請者及び保証人はそれぞれ本人が記名すること
なお、保証人は日本在住の方に限ります
※ 令和5年度前期授業料減免を申請する場合は、提出書類(2)～(6)は省略し、提出書類(1)のみ提出すること。
- (2) 家庭調書
- (3) 家計支持者の「令和4年度（令和3（2021）年分）所得課税証明書」（市区町村役所発行）
- (4) 家計支持者の令和4（2022）年分「源泉徴収票」又は「確定申告書」の（写）
- (5) 申請者と生計を同じにする者全ての「住民票」
- (6) 結果返信用封筒として長形3号の封筒を添付すること
(授業料減免も申請する者は入学料減免の封筒は不要)

返信用封筒には、<返送先の住所>と<本人氏名>を明記し94円分の切手を貼ること

5. 結果について

令和5年7月上旬頃通知予定（返信用封筒にて文書郵送）

問い合わせ先

〒112-8610 東京都文京区大塚2-1-1

お茶の水女子大学学生・キャリア支援課 授業料徴収猶予担当

TEL 03-5978-2646

FAX 03-5978-5894

メールアドレス gakusei@cc.ocha.ac.jp

令和5年度 前期 授業料徴収猶予申請書

申請日 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

令和5年度前期授業料について、猶予期限まで徴収猶予の許可を受けたいので申請いたします。

授業料減免申請	有・無
---------	-----

学籍番号		学部 学科		コース	年
		研究科		講座	
				専攻	年
本人	(フリガナ) 氏名				
	現住所	〒			
	電話番号		携帯電話番号		
	メールアドレス				
保証人	氏名				
	現住所	〒			
	電話番号				

家 庭 調 査 書

本人住居	自宅 ・ 自宅外							
家族状況 区分は (家計支持者に○印 家計支持者との別居者に×印)	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	区分	職業	勤務先名称	勤続年数
		父						年
		母						年
								年
								年
	就学者	続柄	氏名	年齢	区分	在学学校名		学年
		本人				お茶の水女子大学		年
						立		年
						立		年
						立		年

申請事由	(授業料徴収猶予が必要な理由を具体的に記入すること)			
本人の1カ月当たりの平均生計状況	収 入		支 出	
	奨学金 (名称)	千円	食費	千円
	アルバイト (職種)	千円	生活費	千円
	仕送り	千円	交通費	千円
	その他	千円	書籍費	千円
		千円	教材費	千円
		千円	教養娯楽費	千円
		千円	その他	千円
	計	千円	計	千円